2月号　第167号

むろらん 市政だより

毎月1回　発行　室蘭市　編集　総務部庶務課　印刷　室蘭印刷KK

＜おもな目次＞

◇市財政事情を公表……2、3頁
◇市道民税の申告は
3月20日まで……4頁
◇水道のメーター検針日かわる〃

市の人口（40，1，1現在 住民登録人口）

人口　172,834人　　世帯数
男　88,979人　　39,220世帯
女　83,855人

新マザーズ、ホーム完成

元気に訓練始まる

☆…温浴訓練室など施設も充実

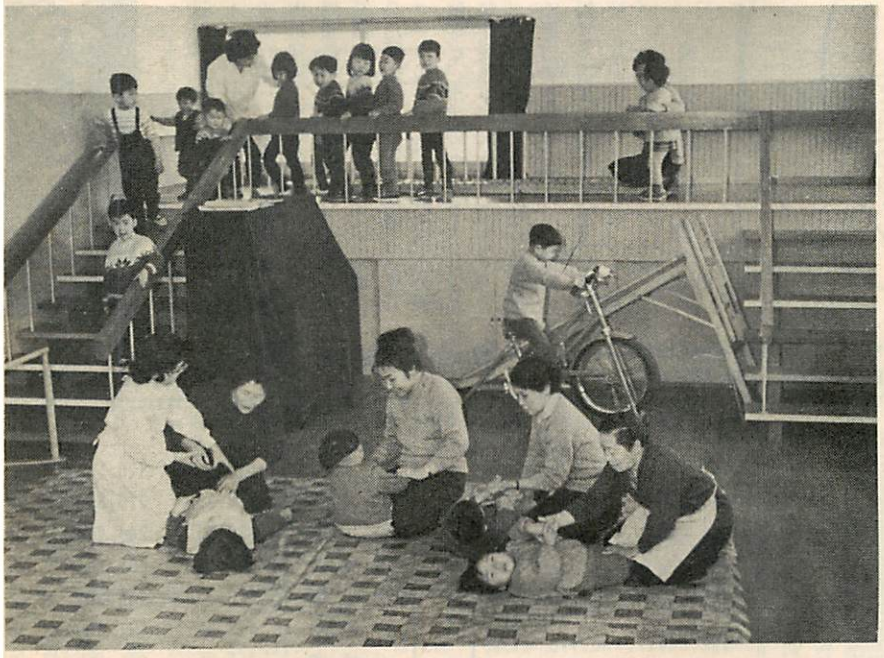

○…昨年十月から東町に建設中の北海道小児マヒ財団「室蘭市マザーズ・ホーム」の本施設ができあがり、一月二十一日から新しいホームで、みんなのびのびと明るく訓練にはげんでいます。

○…新ホームは、軽量鉄骨補強コンクリートブロック造りの平家建て、面積は二百七十平方米で、内部は、仮施設にはなかった温浴訓練室や言語訓練室があり、広い下肢訓練室には階段つきの廊下もあって、それに上肢訓練室と、それぞれ、専門の部屋に分れており、室内温度の自動調節ができる温風暖房設備などの施設も整い、明るい室内など訓練の効果があがるよう考慮されています。

○…このほか、四月にはホームの南側に、平行棒、滑り台、遊歩道路などの屋外訓練場もできることになっており、こどもたちの機能回復訓練に必要な設備がいっそう充実されます。

なお、マザーズ・ホームの本施設建設にあたり、ピンクの羽根などによる市民のみなさんのあたたかいご協力に感謝申し上げます。

写真は、新ホームで下肢の訓練にはげむよい子ら

40年度分固定資産

課税台帳の縦覧

とき　3月1日から20日まで
（日曜を除く執務時間中）

ところ　市税務部資産税課（3階）

※登録事項に不服の方は3月30日までに文書で審査請求を

2月の納税は

固定資産税　第4期

◎納期は3月1日までです。

中小企業のみなさんへ

機械貸し付け

申請は3月20日まで

昭和四十年度の機械貸し付け申請をつぎにより受け付けます。

対象企業　市内に工場、事業所のある中小企業

貸付期間　五年以内

〃**限度**　三百万円（一企業）

申請期間　16日から3月20日まで

〃**場所**　市商工課工業係

※**貸付要領説明会**を2月16日、午後一時から市役所で開きます。

○**お母さんになるかたへ**

母親学級を開きます

対象　これからお母さんになる人

日程　3月18、19、25、26日
（午後1時から4時まで）

場所　市民会館（輪西）

人員　三十名

課目　妊娠、分娩、育児など

※受講料は無料、申し込みは市衛生課へ（電話でもお受けします）

恵まれない子に贈る

愛のランドセル寄贈運動

…2月中…

☆ランドセルや学用品のあたたかい贈り物で、楽しく入学できるよう、みなさんのご協力をお願いします

窓口　福祉事務所　社会福祉協議会

市財政のおしらせ

本市財政の状況は、条例により毎年二回公表しています。

今回は、昭和三十九年四月一日から九月三十日までの財政事情と三十八年度の各会計決算を公表します。

昭和三十九年度予算の執行にあたっては、歳入、歳出予算を通じ長期的、かつ効率的視野にたって健全財政の建前を堅持し、歳入を適正に補促するとともに、歳出においては、経費の効率的運用を図り、主要事業五カ年計画の第二年次目として、道路、排水、学校、住宅、港湾、衛生、産業、水道など、住みよい街づくりのため、市政の各般にわたって、着実な事業の推進を図っています。

三十九年度に完成の主な施設は蘭西下水処理場の運転開始、文化センター大ホール、公営住宅百三十五戸、小・中学校の新改築、食肉処理場、寿町の合同庁舎、東町児童館などがあげられ、さらには懸案の外港の着工、西二号ふ頭の公用開始、特定重要港湾の内定、マザーズホーム、児童相談所の誘致など、市民のみなさんの身近かな諸問題が解決をみています。

今後もいっそう適正な財政運営に努力する所存ですので、市政に対する市民のみなさんの深いご理解となおいっそうのご協力をお願いいたします。

室蘭市長　高薄豊次郎

予算執行状況

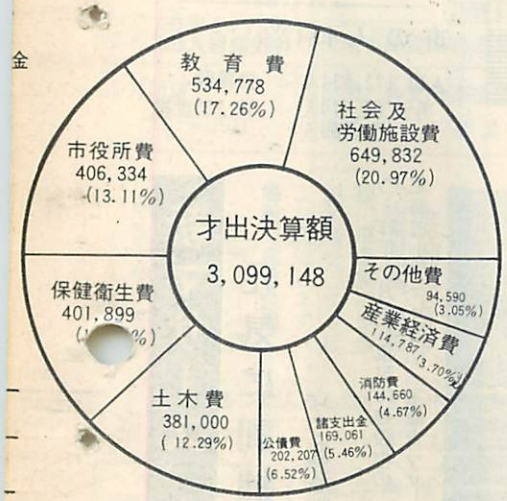

一般会計

歳入執行率　31.77%

歳入	予算額	収入額	率%
	千円	千円	
市税	1,706,637	812,576	47.61
国・道支出金	857,533	175,669	20.49
諸収入	604,984	80,642	13.33
市債	583,590	24,720	4.24
財産収入	275,805	70,206	25.45
使用料及手数料	192,349	86,996	45.23
分担金及負担金	63,460	6,105	9.62
繰越金	46,643	20,522	43.00
その他	81,280	75,130	92.43
計	4,412,281	1,402,566	31.77

(39・9・30現在)

歳出執行率　39.35%

歳出	予算額	支出額	率%
	千円	千円	
土木費	1,011,167	320,553	31.70
教育費	778,334	210,833	27.09
衛生費	539,559	246,500	45.69
総務費	506,095	269,451	53.24
民生費	416,968	164,389	39.42
労働費	315,611	131,806	41.76
公債費	255,957	131,688	51.40
商工費	234,970	98,928	42.10
消防費	197,310	90,571	45.90
その他	156,310	71,445	45.71
計	4,412,281	1,736,164	39.35

市有財産の状況

(39、9、30現在)

総額 6,317,089千円

※市民1人当り36,865円
1世帯当り 163,414円

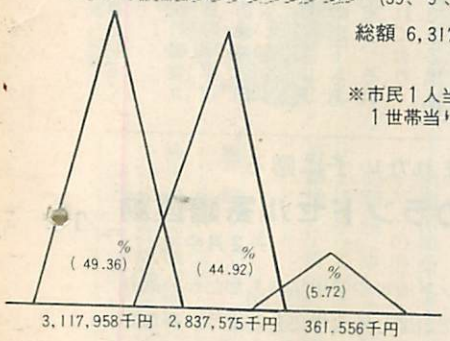

昭和38年度決算による市税の状況

(現・過年度分)

総額 1,521,300千円

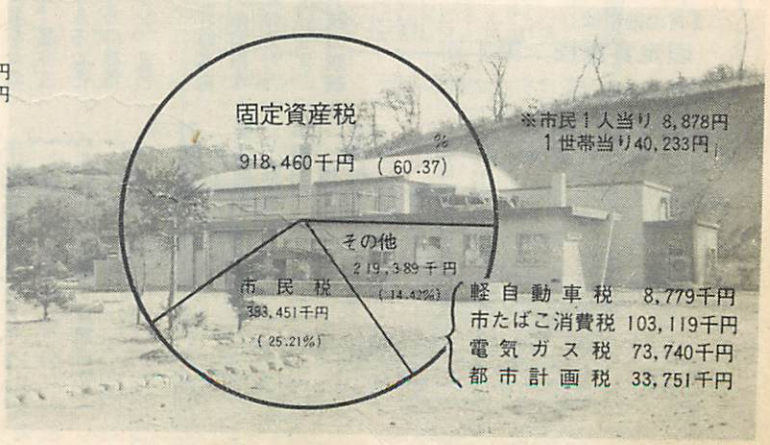

昭和38年度各会計決算の状

特別会計

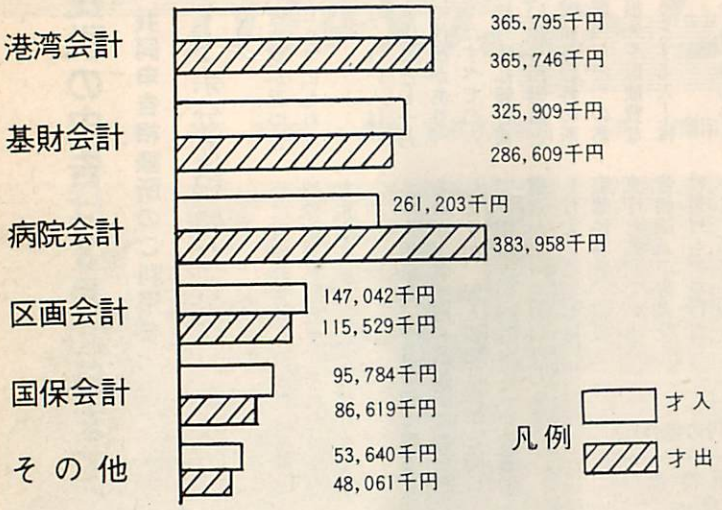

才入　一般会計

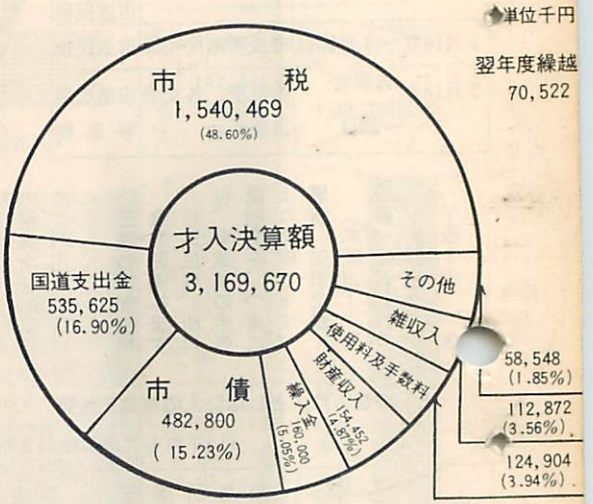

特別会計

39.9.30 現在

会計別	予算額	収入額	率%	支出額	率%
	千円	千円		千円	
国保会計	117,814	43,416	36.85	8,763	7.44
港湾会計	434,055	13,069	3.01	49,447	11.39
土地区画会計	213,313	124,008	58.13	22,877	10.72
質屋会計	11,977	9,670	80.74	1,426	11.91
と畜場会計	44,165	10,911	24.70	16,996	38.48
計	**821,324**	**201,074**	**24.48**	**99,509**	**12.12**

※病院会計は39年度から公営企業会計に移行のため別途公表

昭和39年度各会計

市債の状況

(39、9、30、現在)

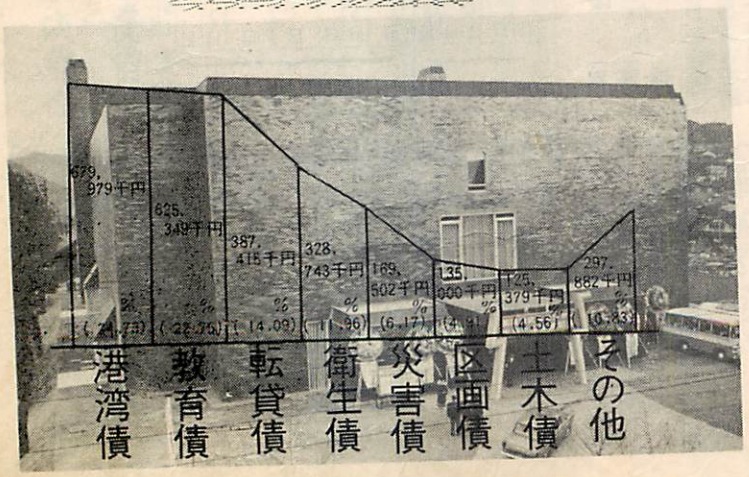

一時借入金の状況

(39、9、30現在)

一般会計

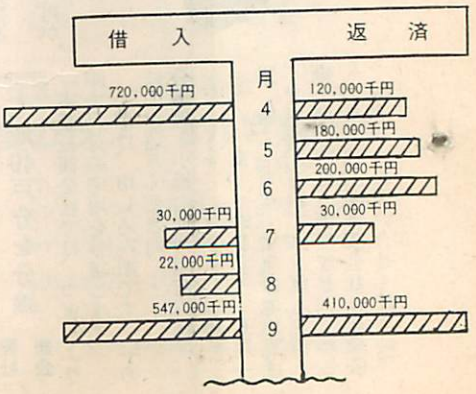

市・道民税の申告は3月20日まで

共同申告相談所のご利用を

余分な税にならないように

市、道民税の申告時期が近づきました。三月二十日までにもれなく申告してください。

申告しなければならない人は、これまでと同様に、①ことし一月一日現在で、市内に住所があり、昨年中に所得のあったすべての人②勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない給与所得者と提出されていても、給与以外の所得（地代、家賃、配当など）のある人、災害による損失や医療費などの控除を受けようとする人―は申告が必要です。

この申告をしないとご承知のように所得から差し引かれる各種の控除が認められず、それだけ余分な税金を納めることになります。（別表参照）

申告用紙は、今月中旬に配布するほか、各支所、出張所にも用意しますが、記入要領は昨年と同じで、用紙といっしょに「申告書の書きかた」をお届けします。

なお、ことしも室蘭税務署、胆振支庁と共同で、申告相談（申告書受け付けも）を行ないますのでもよりの相談所をお気軽にご利用ください

◎共同申告相談所開設日程

期間	場所	税目
2月16日～2月26日	室蘭税務署	所得税
2月27日～3月15日	〃	所得税 事業税 市道民税
2月16日～3月20日	市役所市民税課	市道民税
3月16日～20日	市役所、各支所出張所	市道民税 事業税

◎三税の申告説明会を開催します

市道民税、所得税、事業税の申告説明会を、つぎにより開催します。

場所　産業会館（五階ホール）

日時　2月16日　午前10時～午後1時　2回

申告した人としない人の市道民税額

（いずれも生命保険料3万円の場合）

区分		給与所得者 独身者	給与所得者 夫婦と子1人	事業所得者 夫婦	事業所得者 夫婦と子1人
所得		30万円	50万円	50万円	70万円
申告した人	道民税	2,370円	3,490円	6,710円	9,610円
	市民税	2,670	4,350	8,420	14,400
	計	5,040	7,840	15,130	24,010
申告しない人	道民税	2,820	6,180	8,300	12,300
	市民税	3,120	8,020	11,300	19,300
	計	5,940	14,200	19,600	31,600
余分な税額	道民税	450	2,690	1,590	2,690
	市民税	450	3,670	2,880	4,900
	計	900	6,360	4,470	7,590

水道　検針日　集金日　二月から変わりました

市水道部では、四月から計算事務を外部委託するなど経営の合理化をはかっていますが、これにともない水道メーター検針日と集金日を二月から変更しました。

各町別の日程は、つぎの実施表（二、三月分）が基準になりますが、四月以降で検針日が休日の場合は、翌日に順延しますので、あらかじめご了承願います。

なお、この検針日の変更で、いままで水道使用量が基本水量以下の家庭が、基本を上廻る場合（検針日数ひと月以上）は、二月分の料金は、日割計算で行ないます。

メーター検針と集金日程

町名	検針日	集金日
陣屋町、本輪西町、幌岩町、高平町、水元町、宮の森町	1・2日	毎月13日から
日の出町、東町（東雲、末広）	3日	
東町（大和）	4日	
東町（社宅以外）、東町（夕見）、みゆき町	4・5日	
中島町、清水町	6・8日	
清水町、知利別町	9日	
知利別町、高砂町、寿町	9・10日	
高砂町、寿町	10日	
寿町	11日	〃18日から
西町、輪西町、開運町、絵鞆町、大沢町	12・13日	
大沢町、御崎町、御前水町	15日	
母恋北町、母恋南町	16日	
母恋南町、新富町、入江町	17日	
入江町、舟見町	19・20日	
舟見町、栄町	20・22日	
栄町、本町	22・23日	
公園町、常盤町	23日	
千歳町、浜西町、大幕町	24日	〃28日から
海岸町、泉町、沢港町	25日	
沢港町、祝津町	25・26日	
祝津町、西小路町、緑町	26日	
小橋内町	27日	（3月4日以降）から
輪西町、開運町、絵鞆町、大沢町	12・13日	
大沢町、御崎町、御前水町	15日	〃23日から

傾斜地の宅地造成は許可を受けてから　建築課

傾斜地の宅地造成によるがけくずれや土砂の流出などの災害を防止するため、市内では、別図の三地域が宅地造成規制区域の指定を受けています。

この区域内では、知事の許可がなければ、宅地造成工事ができませんので、かならず市建築課へ許可申請してください。

なお、指定区域の関係図面、諸手続きなど、くわしいことは同課へお問い合せください。

宅地40戸分を分譲　興社振公

室蘭振興公社では、つぎにより四十戸分の宅地を分譲します。

売却は、申し込み順です。早めにお申込みください

分譲地　小橋内町A団地　17戸
〃　B〃　15戸
東　町B〃　8戸

施設　上水道、電気は宅地先まで施設、道路、排水溝も完備

※土地の坪数、価格など、くわしいことは室蘭振興公社（市役所四階）へお問い合せください。